

## 2016年度 国家公務員・地方上級 出たDATA問シリーズ 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくともにお詫び申し上げます。

### 【⑫ 民法】

	〈誤〉	〈正〉
P.153	基礎編 問題【No.152】	削除。平成25年9月の最高裁大法廷の違憲判決を受け、同年12月の民法改正で、民法900条4号ただし書が削除されたため、問題として成立しない。
P.66	基礎編 解答・解説【No.152】 →	
P.67	解答・解説 基礎編【No.155】選択肢3 下から3行目が2分の1、嫡出子Cの代襲相続人Eが3分の1、非嫡出子Dが6分の1である(900条)。	が2分の1、 <u>D、Eがそれぞれ4分の1ずつ相続する。民法900条4号ただし書が削除され、嫡出子と非嫡出子の相続差別が廃止されたことに注意すること。</u>
P.69	解答・解説 基礎編【No.160】選択肢2 誤り。嫡出子でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1である(900条4号ただし書)。	誤り。 <u>旧民法では</u> 、嫡出子でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1であったが、 <u>民法改正により削除され、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になった。</u>
P.304	実践編 問題【No.141】	削除。平成25年9月の最高裁大法廷の違憲判決を受け、同年12月の民法改正で、民法900条4号ただし書が削除されたため、問題として成立しない。
P.134	実践編 解答・解説【No.141】 →	

2015年3月17日

東京アカデミー編集部

(ティーエーネットワーク)